

6-3
508

国立大学管理法案に關する原案說明資料

国立大学は、現在七十校ありますが、これらの大学は戦後既に二ヶ年を経過し、漸次その施設陣容及び施設、設備等を整備充実にして、各大学の特色を發揮しながら新しい高等教育機関としての使命を果しつつあることは御承知の通りであります。

国立大学における教育研究をして充分その目的を達成せしめるためには、施設、設備、教員組織等の整備充実に、教育方法、教育内容等の改善ととも、国立大学の管理運営の適正を要することが、きわめて重要なことである。

国立大学管理法案は、この法律の目的として冒頭に掲げております通り「国立大学の自治を尊重し、国立大学の行政に民意を反映せしめて、国立大学の適正な管理を図ることと目的とする」ものであります。

大学の自治は、従来も、わが國の大学が貴重な伝統として守り來つたところでありまして、これは新制の国立大学においても益々尊重しなければ

ならぬ大学行政の基本原則であります。然しながら、一方、国立大学は、國民一般が負担した學費によつて維持運営せられている國家の教育機関でありまして、國家、社会に對して大なる責任を負つてゐることを考えますと、大学の自治を強調するあまり、大学の管理運営が独善と偏頗に陥るようなことがあつてはならぬのであります。国立大学の管理運営をつかさどる機關の組織、権限等を副都府化するに當つて、「大学の自治の尊重」と「大学行政への民意の反映」という二つの目標を、わが國の事情に即して最も合理的に調和せしめることがこの法案の根本精神であります。

国立大学管理法案の立案につきましては、文部省においても、相当久しきにわたり、研究して來たところでありまして、昭和二十三年十月、いわゆる「大学法試案要綱」を発表し、教育刷新審議會、国立大学長會議等にはかりまして以來、この法案に關する論議は、大学の教職員、学生、大学教育に關係する諸団体はもとより、世間においても、相当活潑となり、それぞれの立場から種々な修正案が作成發表せられましたし、また

一部学生の間においては、この試案に対する反対運動のため、同盟休校に訴えた者もあつたのであります。

文部省においては、この法案が、大学教育の成否にかかわる重要性もあり、また世論も相当の関心を示して種々論議せられた経緯にかんがみ、慎重に立案に当らねばならないと考えておりましたところ、昭和二十四年三月日本学術会議からも大学管理法立案のための新民主的な機構を作つてこれに諮問することと要望した建議がなされたので、昭和二十四年九月「国立大学管理法起草委員会」を設けて立案に着手したのであります。この協賛会は、教育刷新委員会、日本学術会議、大学設置委員会、国立大学協会、大学基準協会、全国大学教授連合、日本私学団体連合、日本教職員組合から推薦された者それぞれ一名乃至二名、経済界、言論界、地方公共団体関係その他各界の学識経験者を加えて合計二十人の委員をもつて構成せられたのであります。協賛会は、一昨年九月以来この法案について慎重な審議を重ね、約三十回の会合を開いて検討した結果昨年十二月中旬協賛会としての最後案を決定し、文部大臣に

2

答申いたしました。その間におきまして、協賛会は、この法案に關心を有する諸団体の代表者を招いてその意見を聞き、それを参考にして、中間試案を作成し、広く公表するとともに、全国の国立大学並びにこの法案について意見を有する諸団体に送付してその批判を求め、更に案を改めて、これを公聴会に附する等でもるだけ慎重な方法をとつて立案に当りました。文部省においては、長期間にわたる協賛会の審議の結果である答申案を基いて、この法律案を作り、今国会に提出することいたしました次第であります。

次に、この法律案の内容について、その骨子を御説明申し上げます。この法律案の目的はつきましては、前に申し上げた通りであります。この目的を達成するため大学の管理機関として、新たに、文部省に国立大学審議会を、各国立大学に商議会を置くことといたしました。その外従来大学にありました評議会、教授会の組織権限及び学長、学部長等の職務権限その他について規定しているのであります。まず国立大学審議会について申し上げます。

国立大学審議会は、才二章に規定してあります通り、国立大学長の互選する六人、日本学術会議がその会員のうちから推薦する者四人、学識経験者で審議会の同意を得た者十人合計二十人の委員をもつて組織するのであります。しかして、国立大学関係法令の立案、国立大学関係の予算案、国立大学の学部、大学院、研究所その他重要な研究施設の設置、国立大学の学生定員、国立大学の授業料、入学検定料、入学金に關する事項で国立大学全般に關する文部省としての基本方針を決定する場合においては、文部大臣は、国立大学審議会の議決を得なければならぬと規定いたしましたのであります。国立大学審議会は、上述の事項について建議する外、国立大学に關する重要事項について文部大臣の報告を求め、の諮問に答え又はこれに對して建議することができるのであります。そして、国立大学に對する文部大臣の権限行使の方式を民主化し、国立大学の自主性を高めることとするとも、この審議会によつて国立大学に對する文部大臣の支持鞭撻せられることも期待してゐるのであります。

施案が

才二に、審議会について御説明いたします。

審議会は、国立大学ごと設置される管理機関でありまして、従来の大学にはなかつたものであります。審議会は、才十五條に規定してあります通り、学識経験者のうちから当該大学の評議会が自ら定める方法によつて選定し、当該大学の教授のうちから評議会が自ら定める方法によつて選定した者並びに当該大学の学長について文部大臣が任命する三十人以内の委員で構成され、その審議会の定数は、当該大学の学生が千五百人以上の場合に定めてあります。が半導体及び教授たる審議会の委員は、審議会の総数の三分の一とこえることができないこととなつてゐるのであります。

審議会の権限として申し上げますのは、大学の学則その他重要な規則の制定改廃、予算案の編成、学部学科、大学院、研究所その他重要な施設の設置廃止人事の基準に關する事項、学生定員に關する事項等につきましては、学長は、専断に決定することはできず、その意見を聞いてしかる後決定すべきものと、その外当該大学の教育、研究に關する重要事項について学長の

かくして校長、学長、学部長、教授その他の大学関係者のみによつて行われて来た国立大学の管理運営は、大学関係者以外には職経業者が参与する機会を与へ、民意の反映を図らうとするものであります。

評議會は、学長、学部長、各学部の教授二人、附置研究所長等ついで教授が任命する評議員で組織されますが、当該大一の事情によつては、評議會が規則を定め、各学部の教授を五人まで増し、評議會となる研究所長の職を削減し、又は附置研究所の増設、図書館長、附置病院長その

才園、新設金は国立大学の各学部所蔵のものであります。

教員は、第二十九條の規定してありきより、当該学部における学科

会々壁くことが困難な場合がありま
すので、新たな代議員の規定を設

行て教授会の権限の一部を行わせることとし、また附置研究所にも原則としては教授会を置くことを規定いたしました。

次に学部長、学部長等につきましても、それぞれ任期、職務等に関する規定を設け、学長はその大学を統括し、これを代表し、評議会の定めた方針のつとめて、当該大学を運営し、その責任任じ、学部長は学部を統括し、これを代表し、これを代表し、教授会の定めた方針のつとめて学部を運営し、その責任任ずることを規定して、それぞれ大学又は学部の最高責任者たる地位を明記したのであります。

更に、この法律で定める商学会、評議会、教授会の外、当該大学の事情によつては、学部長会議その他の管理機関を置くことができ、その組織編限及び運営についてはその大学が定めることとしたしました。

以上述べたところから明らかなでありますように、商学会、評議会及び教授会等の組織、権限等を規定するに当りましては、最少限限、必要を要するものを規定するに止め、各国立大学の特殊事情に応じてその大学の運営に必要なものをなすことができるとして、できるだけ各大学

の自主性を尊重する建前をいたしたのであります。

